

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月13日

北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課

1 当該公募の趣旨

本市では、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児・者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、北九州市発達障害者支援センター「つばさ」を設置している。業務の実施に当たり、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても「3 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者と随意契約の手続きに移行する。

なお、「3 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合には、指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 北九州市発達障害者支援センター「つばさ」運営事業

(2) 主な業務内容

事業概要及び令和6年度事業実施状況を参照

(3) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 応募要件

下記に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。※参加意思確認書提出時に有資格者であることが必要
- ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内で

あること

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと

(2) 基本的要件以外の要件

応募をしようとする者は、「北九州市発達障害者支援センター「つばさ」運営事業 概要」及び「令和6年度 事業実施状況」の内容を十分に理解したうえで、運営業務を確実に履行できるか検討すること

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

- ・住 所 北九州市小倉北区城内1番1号
- ・担 当 課 北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課
- ・電話番号 093-582-2439
- ・アドレス ho-seishinhoken@city.kitakyushu.lg.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- ・交付期間 令和8年1月13から令和8年1月27日まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時から16時まで
- ・交付場所 担当課事務室又はホームページ
- ・交付方法 交付場所にて配布又は、ホームページからダウンロード
- ・交付書類 公募公示書、事業概要、令和6年度事業実施状況、参加意思確認書

※質問があれば1月27日までにメールにて連絡すること

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- ・提出期間 令和8年1月13日から令和8年1月27日まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時から16時まで
- ・提出場所 担当課事務室又は担当課アドレス
- ・提出方法 応募者は、「参加意思確認書（様式1）に応募要件を満たすことを証する書類を作成し提出期限までに持参又は下記アドレス送信すること

提出先 ho-seishinhoken@city.kitakyushu.lg.jp

(4) その他

- ・参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする
- ・参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする
- ・提出された参加意思確認書は返却しない
- ・提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外には提出者に

無断で使用しない

- ・参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効にする
- ・参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない
- ・予算その他、本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務委託の指名型プロポーザルを中止する場合がある
- ・参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果通知を送付する
- ・応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けたものは、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる
- ・応募要件を満たす者が多数いる場合は、指名されない場合がある